

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程（平成16年熊本県訓令第33号。以下「認証方針決定機関に関する規程」という。）

第3条第2号に掲げる認証局運営機関（以下「認証局運営機関」という。）の適正かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、認証方針決定機関に関する規程第2条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 鍵情報等管理者 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局（以下「熊本県認証局」という。）で発行される鍵情報等の保管、管理及び利用の管理を行う者をいう。

(2) 鍵格納媒体 秘密鍵の格納媒体をいう。

(3) PIN 鍵格納媒体から秘密鍵を利用する際に必要な符号である個人識別番号をいう。

(4) 鍵情報等制定権者 熊本県認証局で発行される鍵情報等の発行、更新又は変更等（以下「更新等」という。）及び廃止の申請事務を統括する者をいう。

(5) 申請元組織 熊本県認証局で発行される鍵情報等の発行申請を行う鍵情報等制定権者の属する県の機関をいう。

(認証局運営機関の役割)

第3条 認証局運営機関は、熊本県認証局の鍵情報等に関する受付、審査、登録及び発行事務（総合行政ネットワーク運営主体（以下「LGWAN 運営主体」という。）が担う認証局システムの運用に関する業務を除く。）を遂行するものとする。

(証明書の種類、鍵情報等の使用用途及び利用期間)

第4条 熊本県認証局が発行する証明書の種類、鍵情報等の使用用途及び利用期間は、CPに定められたとおりとする。

(鍵情報等の発行対象)

第5条 熊本県認証局が発行する鍵情報等の発行の対象となる者は、鍵情報等管理者とする。

(認証局運営機関の体制)

第6条 認証局運営機関には、次の各号に掲げる者（以下「認証局責任等」という。）を置く。

(1) 認証局責任者

(2) 審査承認者

(3) 審査担当者

(4) 受付担当者

2 認証局責任者等は、認証方針決定機関に関する規程第3条第1号に掲げる認証方針決定機関（以下「認証方針決定機関」という。）が任命する。

3 認証局責任者等は、鍵格納媒体の紛失、秘密鍵の危たい化等の事故及び災害発生の緊急時において速やかに連絡が可能な体制をとるものとする。

(職務の兼務)

第7条 認証局責任者等は、熊本県認証局の運営の権限分離のため、次の各号に掲げる制約に従わなければならない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる認証局責任者（以下「認証局責任者」という。）は、同項第2号から第4号までに掲げる者と兼務してはならないこと。

(2) 前条第1項第2号に掲げる審査承認者（以下「審査承認者」という。）は、認証局責任者及び同項第3号に掲げる審査担当者（以下「審査担当者」という。）と兼務してはならないこと。

(3) 審査担当者は、認証局責任者及び審査承認者と兼務してはならないこと。

(4) 前条第1項第4号に掲げる受付担当者（以下「受付担当者」という。）は、認証局責任者と兼務してはならないこと。

(認証局責任者)

第8条 認証局責任者は、認証局運営機関に携わる者に対して方針及び作業の指示並びに作業結果の確認等を行い、認証局運営機関を統括する。

2 認証局責任者に事故があるとき又は欠けたときは、認証局責任者があらかじめ指定した者が職務を代行するものとする。

(審査承認者)

第9条 審査承認者は、鍵情報等の発行申請、更新等申請及び廃止申請の審査結果の承認を行う。

2 審査承認者に事故があるとき又は欠けたときは、認証局責任者が指定した者が職務を代行するものとする。

(審査担当者)

第10条 審査担当者は、鍵情報等の発行申請、更新等申請及び廃止申請の審査事務を行う。

2 審査担当者に事故があるとき又は欠けたときは、認証局責任者が指定した者が職務を代行するものとする。

(受付担当者)

第11条 受付担当者は、鍵情報等の発行申請、更新等申請及び廃止申請の受付、申請者との連絡調整、申請書類等の整理、LGWAN 運営主体に対する鍵格納媒体への鍵情報等の書込み依頼等の手続及び申請者に対し発行における鍵情報等の配付を行う。

- 2 受付担当者に事故があるとき又は欠けたときは、認証局責任者が指定した者が職務を代行するものとする。
(鍵情報等の発行申請の受付)
- 第12条 受付担当者は、鍵情報等の発行申請が行われた場合には、速やかにこれを受け付け、審査担当者に審査依頼を行うものとする。
- 2 鍵情報等の発行申請は、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程(平成16年熊本県訓令第36号。以下「鍵情報等利用規程」という。)第7条第1項に定める様式によるものとする。
(鍵情報等の発行審査)
- 第13条 審査担当者は、受付担当者から審査依頼を受けた場合は、速やかに鍵情報等の発行の適否について審査するものとする。
- 2 前項の規定による審査に当たっては、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 証明書の名義、申請元組織及び申請事由が、当該証明書のCPに照らして妥当であること。
- (2) 申請者が証明書の名義及び申請元組織に照らして妥当であること。
- (3) 申請元組織において、鍵情報等制定権者による決裁がなされていること。
- 3 審査担当者は、申請が前項各号に定める事項に該当するときは、速やかに審査承認者に承認依頼を行うものとする。
(鍵情報等の発行審査承認)
- 第14条 審査承認者は、審査担当者が行った審査が適当であると認めた場合は、これを承認し、認証局責任者に鍵情報等の発行の許可を依頼するものとする。
(鍵情報等の発行等)
- 第15条 認証局責任者は、審査承認者が承認した鍵情報等の発行申請に基づき発行を許可し、受付担当者に当該鍵情報等の発行を指示するものとする。
- 2 受付担当者は、前項の規定による発行の指示に基づき、速やかに鍵情報等を発行し、配付を行うものとする。
- 3 受付担当者は、発行した鍵情報等について、鍵情報等管理台帳(第1号様式)に記載し、認証局責任者は、当該鍵情報等管理台帳を管理するものとする。
(複数使用のための鍵情報等)
- 第16条 認証局運営機関は、鍵情報等管理者が複数の鍵情報等を使用することについて相当の理由があると認められる場合に限り、同一の公開鍵証明書及び当該公開鍵証明書に対応する秘密鍵が格納された複数の鍵情報等を発行することができる。
- 2 前項の規定による複数使用のための鍵情報等の発行については、第12条から前条までの規定を準用する。
(鍵情報等の更新等)
- 第17条 鍵情報等の更新等は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 鍵情報等の有効期間満了後の継続利用を行う場合
- (2) 組織変更等により公開鍵証明書の記載事項に変更が生じる場合
- (3) 鍵情報等の破損、紛失、盗難等の事故又は失効の場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、認証局運営機関が必要と認めた場合
- 2 鍵情報等の更新等の手続については、第12条から第15条までの規定を準用する。
(鍵情報等の廃止)
- 第18条 鍵情報等の廃止は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 鍵情報等の廃止の申請が行われた場合
- (2) 有効期間の満了する日までに鍵情報等の更新等申請が行われない場合
- 2 鍵情報等の廃止の手続については、第12条から第15条までの規定を準用する。
(鍵情報等に関する事故報告)
- 第19条 認証局責任者は、鍵情報等に事故があった場合は、当該鍵情報等に係る鍵情報等管理者に対して、鍵情報等利用規程第10条に定める様式により速やかに事故報告を行うよう指示しなければならない。
- 2 認証局責任者は、前項の規定による事故報告を受けた場合は、当該鍵情報等に係る鍵情報等制定権者に対して事故の内容と今後の対応について連絡を行うものとする。
(鍵情報等の失効)
- 第20条 認証局責任者は、前条の鍵情報等に関する事故報告の内容が次の各号に掲げる場合には、当該鍵情報等を失効させるものとする。
- (1) 鍵格納媒体の盗難又は紛失の場合
- (2) 災害等による鍵格納媒体の所在不明の場合
- (3) PINが漏えいした場合
- (4) 鍵情報等が不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、鍵情報等の危たい化の疑いが生じた場合
- 2 認証局責任者は、前項の規定により失効させた鍵情報等を当該鍵情報等に係る鍵情報等制定権者及び鍵情報等管理者に速やかに通知するものとする。
(鍵格納媒体の回収)
- 第21条 認証局責任者は、鍵情報等の更新等又は廃止により、不要となった鍵格納媒体については、格納されている秘密鍵が不正に利用できないよう、速やかに鍵情報等管理者から回収し、適切な方法により処分をしなければならない。
(鍵格納媒体の保管場所等の変更)
- 第22条 鍵情報等制定権者は、鍵格納媒体の保管場所又は鍵情報等管理者の変更が生じた

場合は、鍵情報等利用規程第12条に定める様式により認証局責任者に報告しなければならない。ただし、定期異動に伴う鍵情報等管理者の変更については、この限りでない。

- 2 認証局責任者は、前項の規定により報告された事項に基づき、受付担当者に指示して、必要事項を鍵情報等管理台帳（第1号様式）に記載し、整理させなければならない。

（使用状況等の調査）

第23条 認証局責任者は、鍵情報等の保管、使用状況等必要事項を適宜調査することができる。

- 2 認証局責任者は、前項の規定による調査に基づき、鍵情報等の使用が適当でないと認めた場合には、鍵情報等管理者に対して、改善を指導しなければならない。

（その他）

第24条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

